

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

1. 特例を設ける趣旨

外国人研究者等海外からの頭脳流入の拡大により経済活性化を図る地域において、当該地域における特定事業等に係る外国人の受入れにあたり、当該外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理する措置を講じることにより、当該地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

特区において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方出入国在留管理局において特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「特例措置の内容」について

特区計画において明示された特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその家族について、入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請）を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じるものです。

(2) 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事業であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施されることが必要です。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日（全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日）をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受入れに係る特定事業（例えば、512）に限られませんが、本事業や505のような、他の特定事業を促進するための従属的事業を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- (1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。
- (2) 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人の範囲を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

505 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域内における特定事業又はその関連事業における我が国への貢献がある外国人について、永住許可の要件緩和の特例措置を講ずることにより、かかる外国人の長期在留を促進し、これによって地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されているところ、特区の特定事業又はその関連事業に係る外国人で当該事業において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績を3年以上に短縮する措置を講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「特例措置の内容」の「我が国への貢献」について

永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、特定事業に係る活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

(2) 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事业であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施される必要があります。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日（全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日）をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受入れに係る特定事業（例えば、512）に限られませんが、本事業や504のような、他の特定事業を促進するための従属的事业を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付図書に特記すべき事項

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

(1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私

の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。

- (2) 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人の範囲を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

5 1 2 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

1. 特例を設ける趣旨

外国企業の職員が支店等の開設準備を行う場合の受入れ要件について特例措置を設けることにより、外国からの投資拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2. 特例の概要

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象として特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 1. の「当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設」について

地方公共団体等とは、地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の法人に限る。）を指します。

また、地方公共団体等が転貸するとは、地方公共団体等が賃借している施設を更に外国企業へ賃貸する場合を指します。

(2) 1. (1) について

「地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める」とは、地方公共団体が、外国企業に対し外国企業の日本における事業計画（支店等開設のための計画）の提出を求め、当該事業の実施が確実であり、かつ、特区の目的に資することを認定することを指します。

したがって、外国企業に対し地方公共団体以外の機関（第三セクター）が施設を転貸する場合であっても、地方公共団体において、当該事業の実施が確実であることを認定する必要があります。

また、「・・・その事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置」とは、特区内において、地方公共団体が、外国企業に対し助成の対象として指定し

又は転貸借により提供する施設を確保し、広報誌等を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を募集し、当該企業から事業計画及び3. に定める【要件】に応じて必要となる証明書類・資料等の提出を求め、特区内において当該外国企業が活動を行うことが産業の発展に資すること等を認定した上で事業所の提供を行うことを指します。

(3) 1. (2) について

「相当程度」の「集積」とは、投資活動を行う外国企業が集まり、それにより、投資促進地域として認められるような状況を想定したものです。

(4) 1. (3) について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられますが、基本的には、法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足ります。

(5) 3. の【要件】③について

「事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置」とは、予定していた施設に入居しなかった場合や抵当権の実行等により施設を使用することができなくなった場合に備え、地方公共団体が事業所として使用できる施設を別途確保しておく等の措置を指します。

(6) 3. の【要件】④について

「地方公共団体は・・・報告を行うこと」とは、当該外国人の入国後、地方公共団体が速やかに事業所に赴いて事業の開始を確認し、その結果を地方出入国在留管理局へ商業登記事項証明書（全部事項証明書）等を添付した書面で報告することを求めるものです。

(7) 3. の【要件】⑤について

「当該期間内に事業を開始しない場合は・・・帰国を求めること」と定めているのは、在留資格に該当する活動を3か月以上行っていない場合には、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、地方公共団体においても、当該外国人の実態につき把握した上で、事業を開始しない場合には可及的速やかに地方出入国在留管理局へ報告するとともに帰国についての協力を行うこととしたものです。

(8) なお、当該特例措置の認定申請に当たっては、3. の【要件】③～⑥以

外の要件に該当していることが必要となります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- (1) 地方公共団体が助成の対象として施設を指定する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該助成に関する情報（名称、目的、助成金交付の有無（交付される場合には、その概要。）、期間、対象企業の募集・認定方法、指定される施設の概要、施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- (2) 地方公共団体等が転貸借により施設を提供する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該転貸借に関する情報（施設の所有者の名称及び住所、転貸する主体（地方公共団体等）及び施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、転貸される施設の概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- (3) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、1.（1）から（3）及びそれぞれの場合に応じた3. の【要件】に該当すると判断した根拠を示す内容を要件ごとに明記すること。
- (4) 上記（1）及び（2）において施設の提供を受ける主体が特定されていない場合には、当該特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし